



2006年1月号

[第132号]

広報

ひだか

日高町ホームページ <http://www.town.hidaka.wakayama.jp/>



昨年の成人式

新年明けましておめでとうございます

町の人口と世帯

平成17年11月30日現在

人口 7,712人

男 3,660人

女 4,052人

世帯数 2,610戸

編集発行 日高町役場

☎0738-63-2051(代)

- 一 恵まれた自然を大切に
快適で住みよい町をつくります
- 一 歴史と伝統を愛し
心豊かな町をつくります
- 一 スポーツを楽しみ
健康で明るい町をつくります
- 一 知恵を出し 汗を流し
活力ある町をつくります
- 一 故郷に誇りを持ち ふれあいを
大切にする町をつくります

人が町をつくり
町が人をつくる

日高町民憲章



日高町の頭文字『ひ』を図案化したもので、円形は住民の融和と団結を表し、上部の翼は町の飛躍、発展を象徴しています。



日高町長
中 善 夫

新年明けましておめでとう
ございます。

町民の皆様には、新たな希望に満ちた平成十八年の新春を健やかにお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

平素は、町政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年四月から、社会ニーズ



日高町議会議長
一 松 輝 夫

明けましておめでとうござ
います。

町民の皆様には、すがすがしい新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

平素は議会活動に対し、格段のご指導とご協力を賜り、

にあつた行政サービスを展開するため、子育て支援の一環として、新たにゼロ歳児からの乳幼児保育を始めるとともに、知的障害者通所授産施設の誘致を図り、関係各位の協力のもと昨年七月に社会福祉法人太陽福祉会が、パン工房サンフルひだかを開所いたしました。皆様方のご協力に感謝申し上げます。今後とも温かいご支援をお願いします。

また、現在、国・県の補助を受け事業を進めています。ケーブルテレビにつきましては、今春開局予定ですが、行

深く感謝しているところであり
ます。

さて、昨年九月に行われた総選挙は、マニフェスト選挙となりました。郵政民営化の是非が争点とされ、そのことに反対した議員の選挙区には刺客と言われる候補者を送り込み、大多数が当選しました。

こうした状況や結果は、真の分権改革へと新しい時代を予感させるものではないかと考えています。

平成十二年四月、地方分権

政チャンネルを通じて、緊急情報、福祉情報、地域の住民生活に必要な不可欠な文化・教養情報など多様な情報の提供に心掛けたと思っています。

さて、地方分権と財政再建を同時に目指す「三位一体の改革」などで、本町においても地方自治の新时代にふさわしい体質の強化を図らなくてはなりません。

そこで水道事業では、簡易水道を統合し独立採算を視野に入れた企業会計に移行しました。

また、特別職等の給料の削減や調整手当の廃止等による

人件費の削減など健全財政を維持するため、より積極的に取り組むこととし、「日高町行財政改革大綱」、「日高町財政健全化計画」等を策定しました。

日高町行財政改革大綱は、職員一人ひとりから事務事業調書を提出させ、課長級で組織する「行財政改革実施計画策定委員会」で、事業の絞り込み・検討を行い、更には「行財政改革推進本部」で検討に検討を重ね、国の指針に基づき策定したものです。

今後は、住民代表からなる「行財政改革推進委員会」の

単独町政を歩み始めました。

また、新たな市町村合併の動きを視野に入れながらも、当面は行財政改革に力を注いでいかなければなりません。

そうしたことから、昨年三月の定例会において、議会自らの議員定数や報酬などをはじめ、町が行財政改革大綱を作成し、推進する行財政改革について検討するため、行財政改革検討特別委員会を設置したところであります。

今後は、こうしたことに

意見を尊重し、町民はじめ、関係方面の理解と協力を得ながら、全庁が一体となって行財政改革に取り組んでまいりたいと考えています。

日高町の更なる発展のため、一段のご協力とご支援を賜りますよう、お願い申し上げますとともに、皆様方にとって幸多き一年となりますよう心からお祈り申し上げます。

いても議論を深めていかなければなりません。

私も、こうした新時代の地方自治を切り拓くため、より一層の資質や能力の向上に努め、研鑽を積む所存であります。

どうか本年も相変わらぬご支援とご協力を切にお願い申し上げます。皆様のご健勝とご多幸を心からお祈りし、年頭のごあいさついたします。

平成 18 年度 保育所園児を募集します！
 受付は 1 月 11 日（水）から

平成 18 年度町立保育所園児を次のとおり募集します。

募集対象者

平成 17 年 10 月以前に出生し、小学校入学時までの児童
 平成 17 年度より志賀保育所では低年齢児保育を実施して

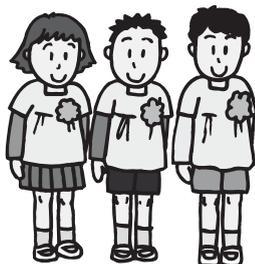
います。町内在住の児童で 0 歳児（平成 18 年 4 月 1 日現在で生後 6 ヶ月を経過している乳児）及び 1 歳児の入所を希望される場合は、入所申請書を提出してください。0 歳及び 1 歳児の入所定員は若干名です。

内原・比井保育所については、従来どおり 2 歳児からの保育となります。

入所手続

入所申込書は、住民課または内原・志賀・比井の各保育所に用意しています。必要事項をご記入のうえ、下記の日時に提出してください。

また、現在通園されている児童の皆さんも、引き続き通園される場合は、新たに申し込みが必要で



通園バス

通園バスを利用される方は、誓約書をおわせて提出してください。ただし、通園時の安全確保のため 3 歳児未満の送迎については、保護者の皆さんでお願いします。

入所決定

入所申し込みに基づき審査の結果、3 月中旬頃までに入所承諾書を保護者宛に送付いたします。なお、電話などによる事前の照会はご遠慮ください。

詳しくは、住民課（園 3800）までお問い合わせください。

町立保育所入所申込書の受付日程

期 日	対象地区名	受付場所（TEL）	受付時間
1 月 11 日 （水）	内 原 地 区	内原保育所（63-2154）	9：30～10：00
		中央公民館（63-3811）	13：00～15：00
1 月 12 日 （木）	志 賀 地 区	志賀保育所（64-2260）	9：30～11：00
	比井崎地区	比井保育所（64-2262）	13：00～14：30
	全 地 区	役場住民課（63-3800）	17：00～19：00

なお、中央公民館がまだ使用できない場合は、役場住民課で行います。

**青少年健全育成
 標語募集！**

日高町青少年総合対策本部
 青少年補導連絡協議会、教育委員会では、青少年健全育成の一環として標語を募集しています。

応募資格
 町内の小・中学校児童生徒、町内に在住あるいは在勤されている方

課 題

青少年健全育成に関したものの、明るい家庭づくりや地域づくり、あいさつ運動や子どもを守る運動に関したものの、助け合い・仲間作り・ボランティア活動などに関したものの、交通事故防止や未成年の飲酒・喫煙防止などに関したものの。

応募方法

小・中学校については学校名・学年・氏名を、一般については住所・氏名・電話番号を明記のうえ、教育委員会社会教育課（園 3812 F AX 園 3353）までご提出ください。

ご記入いただいた個人情報 は、個人情報の保護に関する法律により、青少年健全育成事業にのみ利用します。

締め切り

1 月 31 日（火）

入選発表

2 月下旬

温泉館「海の里」
 みちしおの湯
 開館のご案内

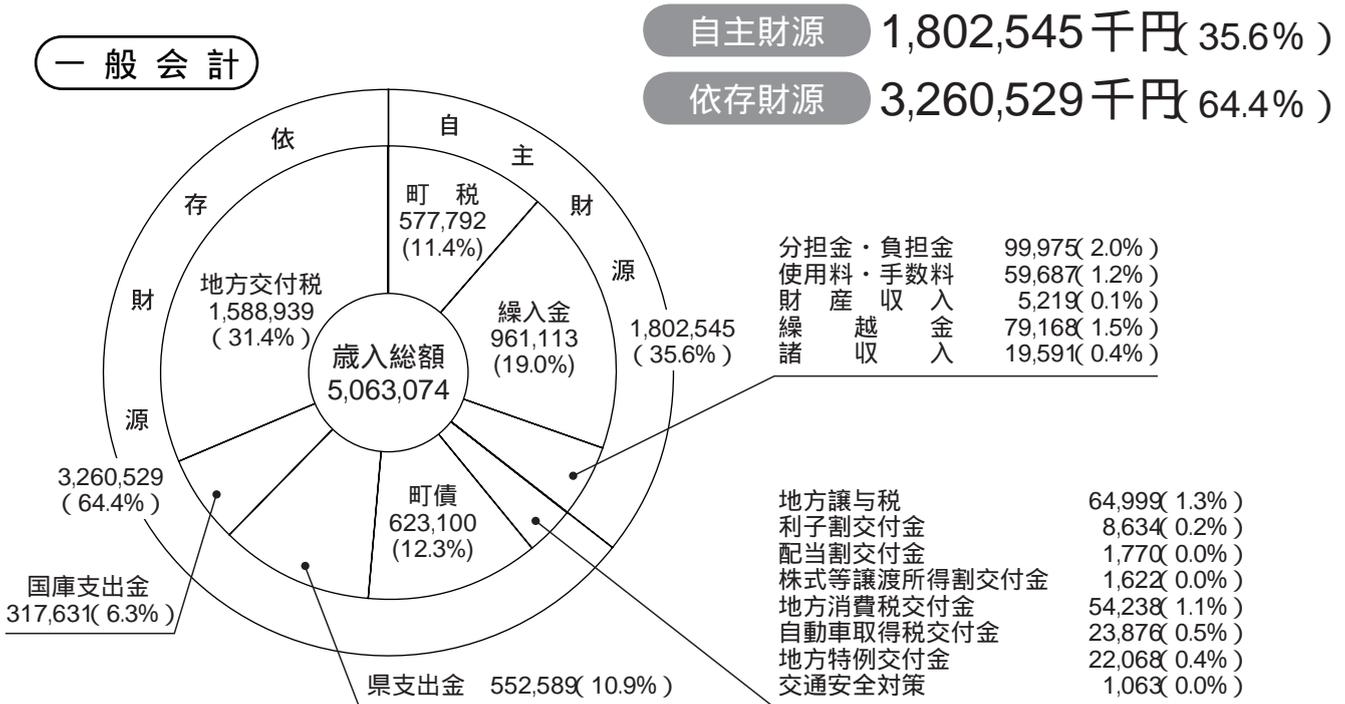
平素は、町内外より多くの方々にご利用いただきありがとうございます。とございます。年末年始の開館状況は次のとおりですので、本年もご利用をお願いします。

12 月 27 日（火）休館
 28 日（水）休館
 29 日（木）休館
 30 日（金）休館
 31 日（土）休館
 1 月 1 日（日）休館
 2 日（月）開館
 3 日（火）開館
 1 月 4 日（水）から平常どおり開館いたします。
 開館時間は、午前 11 時から午後 9 時まで、入浴受付は午後 8 時までとなります。
 詳しくは、温泉館「海の里」みちしおの湯（堰 2626）までお問い合わせください。

まち“ホッとタウン・ひだか”をめざして

平成16年度の決算が、昨年の9月議会で認定されました。一般会計の収支状況は歳入50億6,307万4千円に対し、歳出49億1,916万3千円。歳入歳出差し引きは、1億4,391万1千円の黒字決算となっています。

このうち、平成17年度への繰越事業費として、6,846万6千円と財政調整基金へ4,000万円を積立てし、実質は3,544万5千円が平成17年度への繰越金となります。



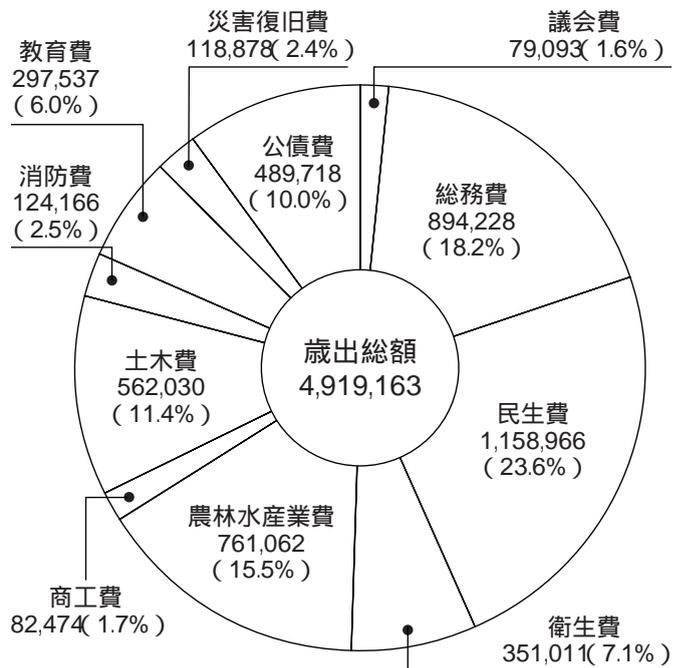
<p>総務費</p> <p>116,740 円</p>	<p>民生費</p> <p>151,301 円</p>	<p>町民 1 人当りに使われたお金 642,188 円</p> <p>町民 1 人当たりが納めた税金 75,430 円</p> <p>(平成 17 年 3 月末の 7,660 人で計算)</p>	<p>消防費</p> <p>16,210 円</p>	<p>公債費</p> <p>63,932 円</p>
<p>衛生費</p> <p>45,824 円</p>	<p>土木費</p> <p>73,372 円</p>	<p>農林水産業費</p> <p>99,355 円</p>	<p>教育費</p> <p>38,843 円</p>	<p>その他</p> <p>36,611 円</p>

人と自然が共生し、豊かでうるおいのある

平成16年度決算 **歳入** 5,063,074,297 円
歳出 4,919,162,893 円

目的別内訳

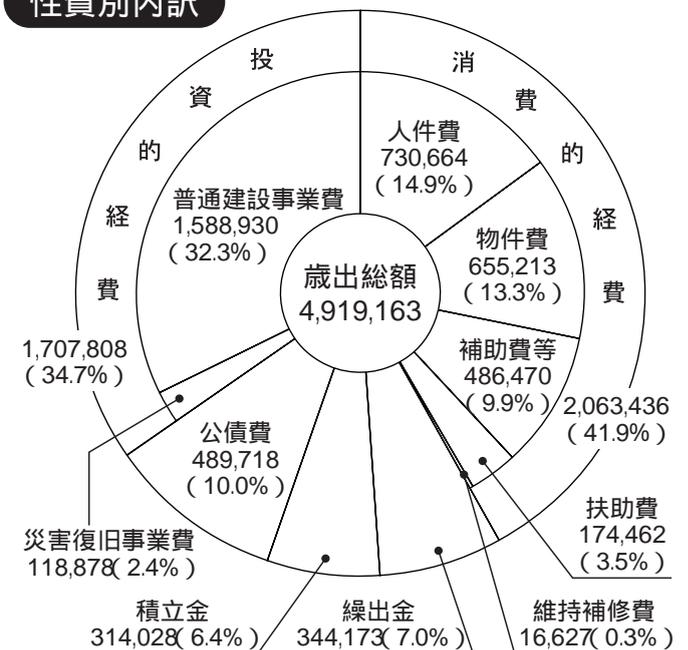
会計名	歳入	歳出	差引
簡易水道事業	379,293	204,523	174,770
国民健康保険	344,786	320,931	23,855
老人保健	920,324	920,208	116
同和対策住宅新築資金	17,552	16,302	1,250
同和対策宅地取得資金	846	737	109
指導主事共同設置	1,938	1,938	0
土地取得	36,297	1,042	35,255
下水道事業	969,324	965,002	4,322
介護保険事業	420,712	418,405	2,307
合計	3,091,072	2,849,089	241,983



項目	平成 16 年度末
財政調整	1,060,324
減債	208,294
ふるさと創生	0
地域づくり推進事業	325,454
高齢者福祉	22,680
土地開発	127,186
中山間ふるさと水と土保全	10,000
合計	1,753,938

性質別内訳

会計名	平成 16 年度末
一般会計	3,942,545
簡易水道特別会計	1,148,757
住宅新築資金貸付金特別会計	75,995
宅地取得資金貸付金特別会計	5,768
下水道特別会計	1,994,252
合計	7,167,317



町職員の給与等の現状

日高町では、住民福祉の向上や豊かで住みよい町づくりなどのため、いろいろな事務・事業を行っています。これらの仕事に携わっている町職員の給与等の現状を知っていただくために、その内容についてお知らせします。

人件費の状況 (平成 16 年度)

(単位：千円)

会計区分	住民基本台帳人口	歳出総額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 A/B	(参考) 15 年度の 人件費比率
一般会計決算	平成 17 年 3 月末現在 7,660 人	4,842,807	69,282	712,247	14.7%	16.2%
公営企業等会計決算		1,169,525	179,092	58,650	5.0%	4.2%

- (注) 1. 人件費は、特別職に支給される給料及び報酬等を含んでいます。
2. 公営企業等会計決算は、簡易水道事業と下水道事業特別会計の合計額です。

職員給与費の状況 (平成 17 年度)

(単位：千円)

会計区分	職員数 A	給 与 費				1 人当たりの 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
一般会計決算	88 人	317,931	32,720	129,704	480,355	5,459
公営企業等会計決算	9 人	31,607	4,044	12,996	48,647	5,405

- (注) 1. 職員手当には退職手当は含まれていません。
2. 給与費は、当初予算に計上された額です。

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 17 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
日 高 町	40.7 歳	311,500 円	347,600 円
国	40.3 歳	329,728 円	382,092 円

職員の初任給の状況 (平成 17 年 4 月 1 日現在)

区 分	日 高 町		国		
	初 任 給	2 年後の給料	初 任 給	2 年後の給料	
一般行政職	大 学 卒	170,700 円	184,400 円	170,700 円	184,400 円
	高 校 卒	138,800 円	148,500 円	138,800 円	148,500 円

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成 17 年 4 月 1 日現在)

区 分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年	
一般行政職	大 学 卒	249,200 円	301,300 円	334,000 円
	高 校 卒	205,800 円	255,400 円	308,600 円

一般行政職の級別職員数の状況 (平成 17 年 4 月 1 日現在)

区 分	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的な 職務内容	公 室 参 事	課 長	課 副 課 長 主 幹	課 長 補 佐	係 長	上 級 職 員	中 級 職 員	初 級 職 員	
職 員 数	2 人	7 人	4 人	11 人	20 人	9 人	8 人	2 人	63 人
構 成 比	3.2%	11.1%	6.3%	17.5%	31.7%	14.3%	12.7%	3.2%	100%

- (注) 1. 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

昇給期間短縮の状況

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度
一 般 行 政 職	職 員 数 A	58 人	63 人
	普通昇給機関（12～24月）を短縮して昇給した職員数 B	3 人	9 人
	比 率 B/A	5.2%	14.3%

期末手当・勤勉手当（平成 17 年 4 月 1 日現在）

日 高 町		国	
期 末 手 当	3.0 月	期 末 手 当	3.0 月
勤 勉 手 当	1.4 月分	勤 勉 手 当	1.4 月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

退職手当（平成 17 年 4 月 1 日現在）

日 高 町			国		
支給率	自己都合	勤奨・定年	支給率	自己都合	勤奨・定年
勤続 20 年	21.00 月分	27.30 月分	勤続 20 年	21.00 月分	27.30 月分
勤続 25 年	33.75 月分	42.12 月分	勤続 25 年	33.75 月分	42.12 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	制限なし		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%）	

調整手当（平成 17 年 4 月 1 日から廃止）

特別職の報酬等の状況（平成 17 年 4 月 1 日現在）

区 分	給料月額等	期末手当
町 長	675,000 円	（平成 16 年度支給割合） 3.0 月分
助 役	558,000 円	
収 入 役	500,000 円	
議 長	300,000 円	（平成 16 年度支給割合） 3.0 月分
副 議 長	250,000 円	
議 員	230,000 円	

部門別職員数の状況（各年 4 月 1 日現在）

部 門	区 分	職 員 数		対前年増減数	摘 要
		平成 16 年	平成 17 年		
一 般 行 政 部 門		74 人	73 人	1 人	一般行政・保育所
特 別 行 政 部 門		11 人	12 人	1 人	教育委員会
公 営 企 業 等 会 計 部 門		13 人	12 人	1 人	上下水道・介護
合 計		98 人	97 人	1 人	町条例に定める職員定数 105 人

（注）4 月 1 日現在の職員配置に基づき算定したもので、臨時又は非常勤職員を除いています。

日高町行財政改革大綱

第 1 章

行財政改革の

基本方針

1. はじめに

本町においては、これまで昭和 60 年 12 月に「日高町行政改革大綱」を策定し、平成 8 年 1 月と平成 11 年 5 月に見直しを行っている。

第 1 次・第 2 次行政改革では、事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化、給与の適正化、定員管理の適正化、民間委託、OA 化等事務改革の推進、会館等公共施設の設置及び管理運営、効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進、行政の情報化の推進等による行政サービスの向上、地方議会についての 9 項目を重点点に取り組んだ。

また、第 3 次行政改革では、平成 9 年 11 月、自治省より地方公共団体における行政改革大綱の改定・実施が円滑に進められるよう、地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指

針」が示され、平成 11 年 5 月

第 3 次行政改革大綱を策定し、地方自治の新时代にふさわしい体質の強化を図っていくため、事務事業の見直し、時代に即応した組織機構の見直し、定員管理及び給与の適正化の推進、効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進、行政の情報化の推進等による行政サービスの向上、公正の確保と透明性の向上、会館等公共施設の設置及び管理運営、公共工事のコスト縮減対策、広域行政の推進の 9 項目を重点点に取り組んできた。

これまでの改革により、組織機構の再編、庁内 LAN の構築を図るとともに、事務・事業の執行にあたっては、絶えず見直しを行い、効率のあつ効果的な行政運営に努めるなど、積極的に行政改革に取り組み一定の成果を上げてきた。

しかしながら、近年、少子高齢化の進展や情報通信技術の急速な発展、環境問題など、社会経済情勢は急激に変化し、また、景気の低迷による税収

減や国の三位一体の改革の影響を受け、本町を取り巻く行政環境は極めて厳しい状況となっている。

このような状況の中で、更に行政改革を進めるべく、平成 17 年 3 月、総務省より、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、新しい視点に立つた一層の改革が求められている。

2. 行財政改革の目標

分権型社会システムへの転換が求められる今日、地方自治体においては、少子高齢化の進展や住民ニーズの多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応するため、新しい視点に立つて不断に行財政改革に取り組む必要がある。

また、行財政を取り巻く環境も極めて厳しいものがあることから、改めてその責務を自覚し、住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるため、効果的な行財政運営を行い、本町の活性化と住民サービスの一層の向上を図ることの出来る体制づくりを目指すものである。

3. 行財政改革の基本方針

日高町を取り巻く極めて厳しい行政環境の中で、今後ますます複雑多様化する新しい課題に的確に対応していくには、住民との協働が必要であり、限られた財源と人員で効率のかつ効果的な行政運営を進め、自らの責任において更なる改革を進めていくことが重要である。

地方自治の新时代にふさわしい体質の強化を図っていくため、地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化、行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織、定員管理及び給与の適正化、人材育成の推進、公正の確保と透明性の向上、電子自治体の推進、自主性・自立性の高い行政運営の確保、地方議会の 8 項目を重点に引き続き積極的に行政改革を推進する。

行財政改革の推進にあたっては、日高町行政改革推進委員会の意見を尊重し、全庁が一体となって、町民をはじめ、関係方面の理解と協力を得ながら取り組むこととする。

第 2 章

行財政改革の

基本的な考え方

1. 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(1) 民間委託の推進
事務・事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から見直しを行う。

(2) 指定管理者制度の活用
町営で管理しているすべての公共施設について、管理のあり方等について検討する。

(3) 地方公営企業の経営健全化
水道事業について、経営の総点検を行い、経営健全化に取り組む。

(4) 地域協働の推進
効果的な行政を実現するため、区及び各種団体と積極的に協働し、開かれた行政運営を推進する。

また、環境問題や高齢化、更に震災等の緊急事態等行政だけでは十分対応できない様々な課題の解決に向け、住民との協働・共助システムを確立する。

2. 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

行政組織のスリム化・効率化の観点に立って、新たな行政課題や複雑多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、施策の重点化に沿った組織・機構の構築を目指す。

3. 定員管理及び給与の適正化

(1) 定員管理の適正化
徹底した事務・事業の見直しや事務処理の効率化、組織・機構見直し等により、職員数の抑制に取り組み、真に必要な新規の行政需要に対しても現有職員の中で対応することを基本に、定員管理の適正化に取り組み。

(2) 給与の適正化

厳しい社会情勢や財政状況を踏まえ、厳格な定員管理に加え、能力・職責・業績を重視した給与制度を構築し、職員・組織の活性化を図りながら人件費の抑制に努める。

4. 人材育成の推進

自主自立を求められる分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題であり、人材育成基本方針を基に、総合的な人材育成に努める。

5. 公正の確保と透明性の向上

行政手続条例や情報公開条例を基に、「住民に開かれた町政」に取り組んでいるところであり、今後積極的に情報公開に努める。

6. 電子自治体の推進

電子自治体の推進にあたっては、庁内LANの整備、住民基本台帳ネットワークシステムをはじめ、公的個人認証サービス等の導入に取り組んできた。

今後は、住民サービスの向上、効率化・透明性の向上が重要であることから、情報セキュリティの確保に留意しながら、ホームページの充実を図るとともに共同アウトソーシングを推進し、低廉なコストで高い水準の運用を実現するよう取り組む。

7. 自主性・自立性の高い財政運営の確保

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化
合併問題に取り組む中で、自らの財政状況の分析を行ったところである。これを基に、事務・事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化計画を策定し、財政構造の改善に努める。

一方、三位一体の改革における税源移譲の進展に伴い、更に税負担の公正確保が必要なことから、税の徴収率の向上や、受益者負担の適正化に努め、自主財源の確保を図る。

(2) 補助金等の整理合理化
各種補助金等について、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について、検証するとともに、終期の設定や評価の導入により不断の見直しを行い、計画的に縮減または廃止する。

(3) 公共工事

公共工事については、事業の重点化・効率化を進め、計画的な整備を図るとともに、

各工事間の連携強化、同時一括発注等によりコスト縮減を進めている。

また、公共工事の入札・契約については、透明性を図るため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」により、情報の公開をはじめとする適正化に取り組んでいるところである。

しかしながら、財政健全化計画の中で公共工事の占める割合が大きいことから、更に

8. 地方議会

行政改革検討特別委員会が設置され、調査研究している。

コスト縮減や、入札・契約の透明性及び適正化に取り組む。

御坊広域休日急患診療所

場所 御坊市園290番地の2(日高医師会館北隣)
電話 23-1289
診療日 年末は12月31日
年始は1月1日～3日
診療時間 9:00～16:00
(12:00～13:00 休息)
診療科目 内科、小児科



**日高町行財政改革
実施計画書**
(平成17年度～平成21年度)

実施計画の推進に当たって

本町では、昭和60年から行政改革に取り組み、前期実施計画では、31項目の施策中29項目を実施することができました。(実施率93%)

なお、本計画は「地方公共団体における行政改革の新たな指針」に基づき策定したものであるが、継続項目も含め、本計画に再計上し、更に毎年見直しを行い充実したものにしたいと考えている。

事務事業の見直しは、行政改革の本旨でもある「住民サービスの低下を招かない行革の断行」をテーマに、事務・事業の整理合理化などを積極的にを行い、住民サービスの向上に努めるものである。

本計画の策定にあたり住民代表から成る「日高町行財政改革推進委員会」の意見を聴取し、「日高町行財政改革実施計画書」をここに策定し、目標年次である平成21年度に大きな成果が上げられるよう取り組むものである。

**行財政改革推進上の
主要事項**

1. 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(1) 民間委託の推進
地籍調査

平成17年度よりすべて民間委託する。これにより早期完了、事業費の削減につながる。

公用車

高額な委託費が必要なためスクールバスを購入し、町有バスによる委託輸送に切り替える。

(2) 指定管理者制度の活用

温泉館の運営について町直営か・指定管理者制度を導入するか検討する。

(3) 地方公営企業の経営健全化
上水道事業

水道料金の見直しを行うとともに、経費の節減を図る。

(4) 地域協働の推進(区・団体等との協働)

学者支援ボランティアセンターの充実

平成19年度から県補助金が廃止となるため、以降の取組

について検討する。

自主防災組織の育成

平成17年度より資機材の貸出しをするなど、自主防災組織の育成等積極的に進める。

2. 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

課の統合・見直し
課の統合・事務分掌など必要に応じて見直しを行う。

相談窓口等
児童虐待防止相談窓口等の設置やネットワーク化を図る。

窓口業務の時間延長
住民票・所得証明書など窓口業務の時間延長等について検討する。

公金の振込
公金の振込を24時間いつでもコンビニエンスストアから振り込めるよう検討する。

農業委員会
委員数を検討する。

3. 定員管理及び給与の適正化
(1) 定員管理の適正化
職員数の抑制

定員適正化計画に基づき定員管理を行う。

退職に伴う新規採用職員の補充については、退職者数の5割程度とし、必要に応じて臨時職員で対応する。

(2) 給与の適正化
職員給与の見直し
調整手当、住居手当を廃止するとともに、管理職手当の削減を実施する。

国において平成18年度に、給料表等の見直しを実施されることから、これに基づき給料体系等の見直しを行う。

特別職給与の見直し
町長、助役、収入役、教育長の給与の削減を実施する。

4. 人材育成の推進
人材育成基本方針の策定
人材育成の基本方針に基づき、職員の能力開発を効果的に推進する。

職員研修
職員の各種研修会、専門研修への参加を推進する。
・庁内においては、職場研修の他、年1回程度の研修会を開催する。

人事評価システムの導入
職員の能力・実績を重視した人事評価システムを導入する。

5. 公正の確保と透明性の向上
広報広聴

広報広聴
・広報ひだか・お知らせ、またはホームページ等により積極的に情報を公開する。
・CATVの導入により文字放送(行政放送)を検討する。

全納報償金の廃止
税の公正を図るため、町県民税全期全納報償金を廃止する。

使用料・手数料の見直し
施設使用料・駐車料金等の使用料の検討、督促手数料の見直しを行う。

6. 電子自治体の推進
庁内LANの活用
職員間の文書は、羅針盤を使い電子データで配信する。

ホームページの充実
各種申請書の様式、施設予約、住民の意見聴取等のページを開設するなどのホームページの充実に向け検討する。

職員数の抑制

職員数の抑制

職員数の抑制

職員数の抑制

職員数の抑制

職員数の抑制

職員数の抑制

職員数の抑制

職員数の抑制

7・自主性・自立性の高い財政運営の確保

(1)経費の節減合理化等財政の健全化

報酬の見直し
非常勤職員の報酬を見直す。

報償費の見直し

講師謝礼金等の報償費を見直す。

交際費の見直し

削減できるよう検討する。

旅費規定

旅費の規定を見直す。

各種大会の見直し
野球・バレーボール等大会の回数を見直す。

イベントの見直し

参加賞、記念品等については廃止を検討する。

エレベータの管理

教育委員会事務局のエレベータは、利用していないため休止に向けて検討する。

税の徴収率の向上

県域において滞納整理組合を組織し、滞納整理を実施する。

(2)補助金等の整理合理化

補助金・負担金、手当等の見直し
内容を精査し、整理合理化を図る。

(3)公共工事

公共工事

公共工事については、事業の重点化・効率化を進め、計画的な整備を図るとともに、各工事間の連携強化・同時・一括発注等によりコスト削減を進める。

分担金

公共工事の分担金割合を検討する。

(4)公的施設

管理委託の見直し
公共施設の維持管理について検討する。

8 地方議会

議会
行財政改革検討特別委員会
が設置済であり、引き続き調査・研究していく。

日高町定員
適正化計画

1 はじめに

本町は、「人と自然が共生し、豊かでつるおいのあるまち」ホツとタウン・ひだか」の実現に向け、住民福祉の向上、農漁村の基盤整備、下水道整備事業等積極的に進めてまいりましたが、三位一体の改革に伴い、地方交付税などの大幅な削減に加え、景気の低迷による税収減が重なり、当町においても大変厳しい財政状況となっている。

このような状況のもと当町では、特別職の給料等の削減や一般職の調整手当の廃止等による人件費の削減、各種補助金の削減等々厳しい財政事情を乗り切るための方策を講じておりますが、今後も厳しい行財政運営が続く見通しから、「定員適正化計画」を策定し、計画に基づき定員管理を行い、効率的な行政運営に努めることとする。

2 基本的な考え方

定員適正化目標（目標とする職員数）
一般行政部門については、

定員モデルを、特別行政部門については、類似団体別職員数の範囲内を、また公営企業部門については事務量による所用の人員を定員管理の適正化の目標職員数とする。
平成22年度目標とする職員数 69名 + 22名 = 91名

要
今後の定員適正化手法の概要

・庁内LANシステムの活用によりOA化を推進し、事務の合理化、事務事業の見直しを図るとともに、欠員不補充（計画期間中の退職者11名のうち新規採用5名）により削

減する。
・新規採用の抑制と減員を内部異動で補うとともに、必要に応じて臨時職員の活用を図る。
・経済性・効率性など総合的に判断して民間委託が効果的である業務については、民間委託の推進を図る。

計画の見直し

毎年度、定期的に進捗状況を公表するとともに、行財政改革推進委員会などの助言を求め、平成20年度を目標に計画の見直しを行うものとする。

年末・年始のごみ収集、し尿汲み取りについて

		ごみ収集について				
	月	日	曜日	種別・収集地区	ごみを出す時間	
年 末	平成 17年 12月	~ 27	~ 火	平常どおり収集	当日の午後 8 時まで	
		28	水	燃えるごみ・志賀、比井崎地区	必ず午後 8 時までに	
		29	木	燃えるごみ・内原地区	必ず午後 8 時までに	
		30・31	金・土	休 業		
年 始	平成 18年 1月	1~ 4	日~水	休 業		
		5~ 10	木~火	平常どおり収集	当日の午後 8 時まで	
		11	水	燃えない複雑ごみ	当日の午後 8 時まで	

指定袋又はステッカーをはって出してください。
ステッカーをはっていても、指定袋より大きいものは収集いたしませんのでご注意ください。
ゴミの分別に御協力ください。
連絡先 細川 志織 63 - 3599

ごみは指定日以外の日には出さないでください。

し尿汲み取りについて
年末は 12 月 30 日（金）の午前中で業務を終了しますので御承ください。
年始は 1 月 6 日（金）より業務を開始します。（毎月日曜日は休業）
年末の汲み取り申込はできるだけ 12 月 15 日頃までに下記連絡先へお願いいたします。
連絡先 内原地区（一部地区除く） 日高環境サービス（山本）
22 - 7377 63 - 2548
志賀・比井崎・小中・高家（一部）地区 有限会社タカミ
63 - 2363

財政健全化を進めます

～日高町財政健全化計画策定～

日高町の財政は、ここ数年財源不足が続いており、近い将来、貯金を使い果たしてしまうほどの危機的状況となっています。財政の健全化は町の至上命題であり、緊急に取り組む必要があります。

そこで、このたび平成17年度から21年度までの5年間に取り組むべき健全化策をお示しし、着実に実行していくことで財政の健全化を進めます。

財政の現状と見通し

日高町のこれまでの財政状況は、平成10年度以降それぞれで35億円程度であった歳出額が、農漁業の基盤整備や町道、下水道整備といった社会基盤整備を積極的に推進してきた結果、45億円程度にまで増加し、以後、現在までその水準を維持しており、平成16年度には48億円にまで増加し、町政施行以来第2位の規模となりました。

しかしながら、町の自主財源の要である町税は4年連続減少しており、また国の「三位一体改革」による地方交付税の減額などが影響し、財源不足が続いています。

この財源不足を、町の貯金

である財政調整基金からの取り崩しで補っています。その残高は平成12年度末の15億2千万円をピークに減少を続け、平成16年度末には10億6千万円にまで減少しました。

今後、これまでの施策・事業を従来どおり、また計画どおり継続した場合、平成17年度で主要建設事業が完了することから普通建設事業費は、ほぼ半減するものの、これまでの積極的な基盤整備に対し、多額の町債を発行してきたことから、公債費は5年後の平成22年度には約20%増加し、また、介護保険特別会計への繰出は30%以上増加するものと見込まれます。

一方、歳入では、平成17年度及び平成18年度における三位一体改革による影響が、マインナスイ億円以上見込まれ、実質地方交付税は平成17年国勢調査における人口増による増額分を加算したとしても、総額は減少するものと見込まれます。また、町税は三位一体改革による税源移譲により見かけ上増加しますが、従来分については、減少額を小さくしながら減少すると見込まれます。

れま

さらに、国県支出金は、普通建設事業の減少にともない大きく減少し、その他自主財源の増加も見込めないことから、財源不足は毎年2億円から3億円程度に上り、平成21年度には財政調整基金が底をつき、危機的状況に陥るものと見込まれますので、これまでの施策・事業を従来どおり継続実施していくことは極めて厳しい状況にあると考えられます。

財政健全化への取組み

これまでの施策・事業を従来どおり継続し、建設事業を計画どおり実施した場合、平成21年度には財政調整基金が底をついてしまいます。

この財政危機を克服するためには、従来からの事務事業を見直し、費用対効果を見極め、早急に歳出削減と歳入確保を図り、財政の健全化を実現する必要があります。

そのため、行財政改革大綱の骨子に基づき、平成17年度から平成21年度の5か年計画を策定し、財政健全化に取り組みます。

【歳出削減策】

人件費を抑制します。

〔目標効果額〕

1億7,400万円

町長・助役・収入役・教育長の給料を10%減額します。

職員の採用を退職者数の半分程度に抑制することで職員数を削減します。また各種手当の一部廃止・削減を行います。

事務事業を見直します。

〔目標効果額〕

7,300万円

各種イベントの統廃合を行うとともに、業務委託についても費用対効果から抜本的に見直しを行い、中止、削減、委託方法等を検討します。

また、旅費や消耗品購入などの通常経費については旅費規程を見直し、使用にあたっては節約に努めるとともに、一括購入や一括管理などにより5年後までに10%程度の削減を図ります。

公共施設の管理運営等について、管理のあり方を見直し、指定管理者制度の導入を検討します。

町の役割を見直します。
 【目標効果額】 8,300万円
 町が独自に行っている福祉施策について、支給基準を見直すとともに必要性の検討を行います。
 また、町内各種団体等に対する補助金についても原則10%の減額を行うとともに、所期の目的を達成したもののや効果の小さいもの、町の関与すべき範囲などを見極め、さらなる減額と整理統合を進めます。
 投資的経費を抑制します。
 【目標効果額】 13億5,200万円
 町道については、新規改良路線を当面見合わせるともに、計画路線についても緊急度、費用対効果を勘案し、事業規模、期間等の見直しを行います。
 その他の事業についても、緊急度、費用対効果を勘案し、事業規模、事業開始時期等の調整を行います。

【歳入確保策】
 町税の確保を図ります。
 【目標効果額】 4,000万円
 夜間の訪問徴収頻度を増やすとともに、滞納者については早期の呼び出しを徹底する上、コンビニエンスストア等でも納税できるようシステムの整備を検討し、納税場所・機会の拡大と簡素化を図ります。
 滞納者については、より厳しく対処し滞納処分を積極的に行うとともに、徴収困難なものについては、滞納整理組合による滞納処分を行います。
 受益者負担を見直します。
 【目標効果額】 7,800万円
 町が提供する行政サービスや公共施設を利用される個人に対し、利用内容や程度、負担の大きさ等を精査し、必要な負担を求めることとします。特に、平成15年度から行ってきた第2子以降児に対する保育料の町単独減免措置については、財政負担が大きいため廃止します。

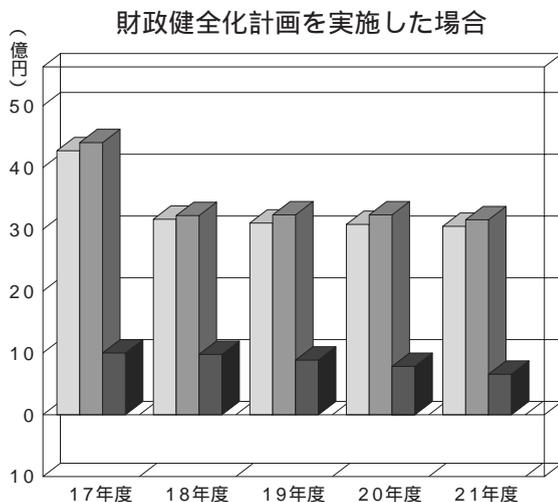
財政健全化計画実行前と後の収支見通し

(単位：百万円)

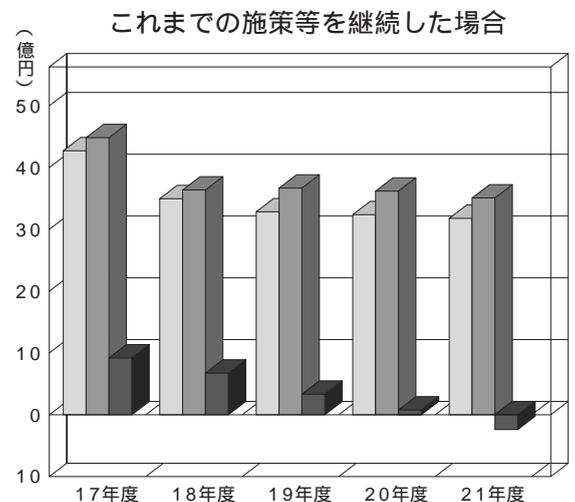
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
実行前					
歳入総額	4,258	3,451	3,352	3,283	3,226
歳出総額	4,444	3,662	3,679	3,585	3,540
歳入歳出差引	186	211	327	302	314
財政調整基金残高	914	703	376	74	239
実行後					
歳入					
町税	572	578	598	594	590
地方交付税	1,562	1,573	1,477	1,453	1,425
譲与税・交付金	185	185	165	167	170
国・県支出金	925	444	456	469	443
繰入金	161	34	32	28	26
町債	435	200	195	192	180
その他	371	211	208	215	226
歳入総額	4,211	3,225	3,131	3,118	3,060
歳出					
人件費	707	716	684	678	687
物件費・維持補修費	689	734	714	641	591
扶助費	171	163	161	158	158
補助費等	562	497	497	497	495
普通建設費	1,316	310	309	368	363
公債費	440	448	468	481	473
特別会計繰出金	391	382	407	405	408
その他	37	1	1	1	1
歳出総額	4,313	3,251	3,241	3,229	3,176
歳入歳出差引	102	26	110	111	116
財政調整基金残高	998	972	862	751	635

日高町財政健全化計画 Before & After

■ 歳入総額 ■ 歳出総額 ■ 財政調整基金残高



歳出を抑制することにより安定的な財政運営を行うことができます。



平成21年度には財政調整基金の残高が底をつき、危機的状況に陥ります。



ケーブルテレビが開局します

日高町では、光ファイバーを幹線網とするケーブル網を町内全域に整備する新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を進めています。

ケーブルテレビでは、地域の身近な話題などを放送するほか、町の広報を行う公共性の高い地域密着型のメディアです。

町では、各種情報を町民の皆様にも効果的に伝えていくためにも、多くの皆様にケーブルテレビに加入していただきたいと考えています。

このため、事業期間の終了する平成18年3月31日までにケーブルテレビに加入される方を対象に、加入金と各加入者の軒先に設置する保安器までの引込工事を全額負担しています。

対象者は、一般家庭や集合住宅にお住まいの方、住宅建築を予定されている方、会社、事務所、店舗などが加入の対象となります。

2011年までに放送開始予定の地上波デジタル放送へもスムーズに移行でき、テレビだけでなく、高速インターネットやIP電話の利用も可能となります。

地域に密着した コミュニティチャンネル

コミュニティチャンネルは、地域に密着した番組を皆様にお届けする専用チャンネルです。

(株)ZTVが、日高町・日高川町・由良町の3町内を独自に取材・撮影し、制作・放送します。また、時間の都合で番組をご覧いただけない方のために、繰り返し放送します。コミュニティチャンネルでは、町内で活動しているクラブやサークルの紹介、町内の保育所や学校に(株)ZTVのスタッフがおじゃまして、カメラに向かって大きな声で一言。『大きくなったら…』『好きな食べ物は何…』などの取材や運動会、発表会などの各種行事を随時、取材・放送します。



コミュニティチャンネル

また、町内のお祭りや開催される催し物を中心に放送するほか、町内のお店情報や、皆様のかわいいペットをご紹介します。

お子さんやお孫さん、お近くの方やお知り合いの方が番組に登場する地域に密着したチャンネルです。

コミュニティチャンネルは、地上波一般放送（NHK・民放月額1050円）のコースでご覧いただけます。

ご家庭のご覧になっているテレビで、チャンネル設定時に『V』『U』のほか『C』の調整ができるテレビで視聴できます。コミュニティチャンネルのほか、24時間、天気予報を放送するウェザーチャンネルなどもご覧いただけます。



ウェザーチャンネル

5chは行政チャンネル

町からのお知らせは、毎月1回、広報ひだかやチラシなどでお知らせしていますが、月1回の広報では、期間が空きすぎるなどで、情報が伝わりにくいのが実情です。

5チャンネルは、行政放送用の専用チャンネルです。

このチャンネルでは、より早く行政情報や出来事などをお知らせするため、毎日、文

行政チャンネル（町からののお知らせ・緊急放送）



字放送で繰り返し、お知らせを放送します。また、災害時の緊急放送や、学校・保育所の休校・休園などを放送するほか、議会広報や地方選挙の開票速報など多彩な情報の提供を計画しています。

**3月31日まで
初期費用は無料です**

ケーブルテレビの加入金は町で一括買取していただきますので、事業期間・終了後も個人負担は不要です。

事業期間内の平成18年3月31日までに加入申し込みされた方は、各ご家庭の軒先に保安器を設置する引込工事が、無料となります。

加入された各ご家庭では、保安器からの宅内工事が必要となります。この宅内工事は、各ご家庭ごとに配線状況が異なりますので、あらかじめ(株)ZTV工事代理店とご相談の上、施工してください。

事業終了後の平成18年4月1日以降にお申し込みの場合は、各ご家庭までの引込工事費15,750円と宅内工事費などが個人負担となります。

ケーブルテレビQ&A

Q ケーブルテレビの地上波一般放送（NHK・民放）に加入する場合、月額の利用料は、いくらかかるのですか？

A 利用料は、接続するテレビの台数に制限なく、月額1050円です。この料金には、NHKの受信料が含まれていません。

Q 加入する時の費用は、いくらかかるのですか？

A 町が、加入金と引込工事費を全額負担しますので、個人負担は不要です。各ご家庭に取り付ける保安器からの宅内工事費などが必要となります。

Q ケーブルテレビへの加入申込は、どうすればいいのですか？

A 現在、ケーブルテレビの加入申込受付中です。加入申込書は、役場企画財政課や(株)ZTV工事代理店、(株)ZTVで配布しています。必要事項をご記入、押印の上、(株)ZTVへ郵送（送料無料）してください。共聴組合に加入されている方は、(株)ZTVにご相談ください。

Q 引込工事を先に行い、加入は後からということはできますか？

A 残念ながらできません。引込工事をする時月額の利用料が必要となります。

Q 加入した後に、病気による入院や、長期の旅行など不在になる場合は、どうすればいいのですか？

A 最長6か月間、休止できます。この場合、1回に限り工事費は不要ですが、2回目以降は、別途工事費が必要となります。(株)ZTVまでご連絡ください。

Q 加入した後に解約はできますか？

A 解約できます。その場合、別途撤去工事費が必要となります。

お問合せ先

(株)ZTV
TEL 36-2077
TEL 0120-222-505
役場企画財政課
TEL 63-3803

初期費用のご案内

	通常料金	平成18年3月31日まで	平成18年4月1日以降
加入負担金	52,500円	0円	15,750円
宅内工事費	実費(1)		
通信対応基本工事費(2)	15,750円	0円	15,750円

(1) ご自宅の配線状況等により異なります。(2) インターネット・IP電話に必要な工事です。

チャンネル別月額利用料金のご案内

地上波一般放送（地上波 + ZTV 自主放送）		月額基本利用料 1,050円	
ラジオ	放送大学	NHK-FM	
	NHK総合	NHK教育	テレビ和歌山
	毎日放送	朝日放送	関西テレビ
地上波放送	読売放送		
	ZTV放送	行政チャンネル	Zチャンネル
ZTV放送	コミュニティチャンネル	ウェザーチャンネル	放送大学
	ガイドチャンネル		
地上デジタル放送	NHK総合	NHK教育	毎日放送
	朝日放送	関西テレビ	読売放送

ZTV放送 及び地上デジタル放送は、テレビの内蔵機能により視聴いただけます。

アナログ多チャンネルコース	月額基本利用料 3,150円
デジタル多チャンネルコース	月額基本利用料 4,200円



**Z-LAN（インターネット）
月額基本利用料**

D2	下り	2M b ps	3,150円
	上り	256K b ps	
V2	下り	2M b ps	3,675円
	上り	1M b ps	
V10	下り	10M b ps	4,725円
	上り	5M b ps	
D30	下り	30M b ps	5,040円
	上り	5M b ps	

V2・10・30コースでは電話機をつなげることでZ-PHONE（IP電話）がご利用いただけます。（110番119番にはかけられません。）

日高町消防団訓練 出 初 式

1月5日(木)
日高町若もの広場

新春恒例の消防団訓練出初式は、1月5日(木)午前10時から日高町若もの広場グラウンド(雨天時は日高町農村環境改善センター)で、婦人防火クラブの参加を得て挙行します。

式典では、永年消防団員として活躍いただいている団員の方々に日高町長、和歌山県消防協会日高郡支部長から表彰されます。

また、平成16年度の退団者に対し感謝状が贈呈されます。出初式において表彰、感謝状を受けられる方々は、次のとおりです。(敬称略)

- 日高町長表彰
- 35年勤続表彰〃久保幸市(消防団副団長)
- 30年勤続表彰〃鍵本元雄(第1分団分団長)野尻忠生(第2分団分団長)

25年勤続表彰〃辻本久男(第1分団団員)

和歌山県消防協会日高郡支部長表彰

20年勤続表彰〃武内一起(第1分団団員)

10年勤続表彰〃楠本和弘(第1分団団員)津村伸弘(第2分団団員)阪口善幸(第3分団団員)皿山義紀(同)木下正弘(同)

平成16年度退団者

北垣好信(消防団長)後藤正己(第1分団班長)

平成17年度新入団員

小角 聡(第1分団団員)清水 彬(同)深海治彦(第2分団団員)

なお、1月5日、午前8時に消防団員招集のため、防災行政無線によりサイレンを鳴らします。火災、その他の災害と間違えないようお願いいたします。

また、西川の内原小学校下流付近で放水訓練を行います。訓練場所付近は、水滴が飛散しますので河川沿線にお住まいの方は、洗濯物等ご注意ください。

下水道は公共施設です。マナーを守って大切に利用しましょう。

下水道に流してはいけないもの(公共マス及びマンホール)

台所では・・・

残飯や野菜くず、天ぷら油やサラダ油の廃油など。

下水管の中で石けんと油が固まって詰まったり、処理場の機能を低下させます。

トイレでは・・・

トイレットペーパー等の水性以外のもの。

水に溶けない紙や紙おむつ、タバコやガムなどを流すと、下水道管の詰まりの原因となったり、中継ポンプの故障の原因になります。

お風呂場、洗面所では・・・
固いものや毛髪など(目ざらを用いて取り除いてください。)

屋外では・・・
雨水等の自然水

その他
重金属などを含むような有害物質、農薬、廃油など。

敷地内にある配管やマス

(管と管の間に付けられたはこ)など下水道につながるところへガソリンやシンナー、石油などの危険物を流すと爆発を起こす原因になります。

その他

マンホールの蓋を開けたり、マンホール内に入ったりしないでください。落下及び有毒ガスが発生している場合があります。

マンホールは下水管の点検や修理をするためのものです。土砂やゴミを投げ入れないでください。

下水管に木の根が侵入し、詰まりや破損の原因となることがありますので、下水管の近くには植樹しないでください。

個人管理の排水設備(ます等)は、時々清掃を行ってください。なお、マス等に溜まったゴミは水を切って生ゴミとして処理してください。

トラブルがおきたら
・水洗トイレが詰まって流れないときのたいの詰まりは、市販されている「ラバーカップ」で直せます。1つ備えておきましょう。それでも直らないときは、指定工事店にご連絡ください。



・家庭の排水設備に故障や漏水などのトラブルが発生したときは、速やかに指定工事店に連絡して修理を依頼してください。自分で修理したり改造したりすると思わぬトラブルの原因になります。

・下水道施設の異常(マンホール・公共マスの破損、マンホールからの湧水等)を発見したときは、直ちに役場に連絡してください。

【お問い合わせ先】 上下水道課 園3805

みんなで進めよう 健康日高21
 お酒はなにより適量です！

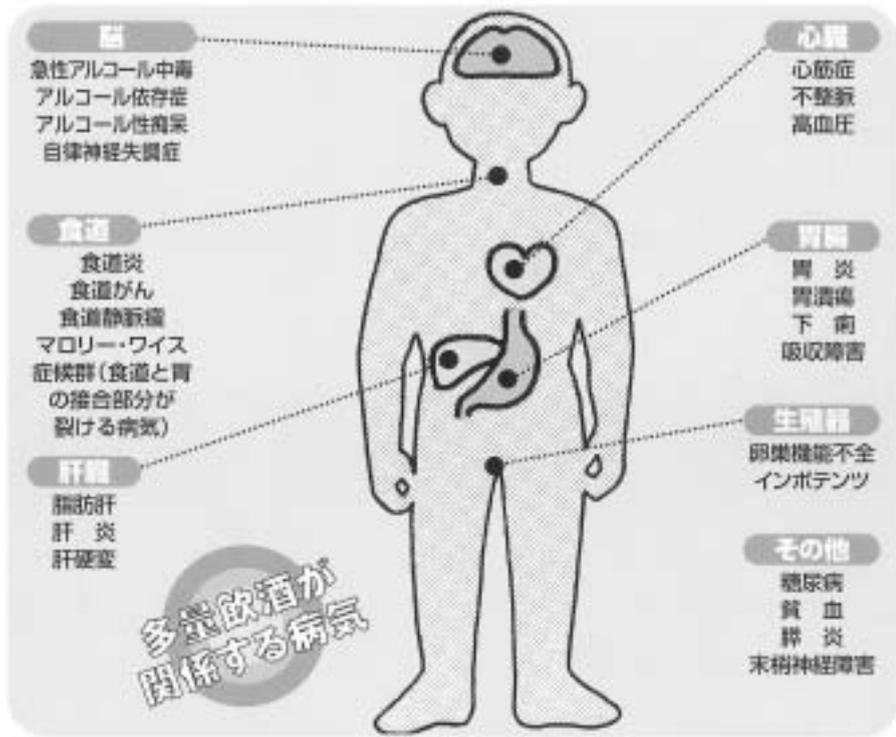
町では、地域の人々が元気にいきいきと生活できるように健康づくりを地域全体で推進することを目指して保健所と共同で「健康日高21」を策定し、進めています。

新年を迎え、お酒を飲む機会が多い時期です。お酒はマナーと適量を守りながら飲めば、『百薬の長』といわれるように、心身の緊張を解いてリラックスできたり、動脈硬化を防ぐHDL コレステロールを増やしたりと、健康にプラスの効果が得られます。しかし、アルコールには依存性があることを忘れてはいけません。最初は少量ですんでいたお酒も、少量では酔わなくなり、飲酒量がしだいに多くなる危険性があります。飲酒頻度が週3日以上で1日の飲む量が純アルコール約60gをこえている人を多量飲酒習慣のある人といえます。平成14年に実施した生活習慣に関する健康調査結果から、多量飲酒習慣のある人の割合をみると、日高管内は6.7%、日高町は9.9%と日高管内

よりも高い結果となっています。多量の飲酒習慣が続くと、アルコールを代謝する役割をもつ肝臓の機能を低下させ、さまざまな肝障害を起こしたり、高血圧症や心筋症、胃腸障害

の身体の病気だけでなく、アルコール依存症などの心の障害を引き起こす可能性があります。これらを予防するために、飲み方を工夫し、上手にお酒と付き合う方法を見つけよう。

健康日高21課題目標
 多量飲酒習慣のある人（飲



酒頻度が週3日以上で1日の飲む量が純アルコール約60gをこえている人、純アルコール60g中ビン3本酒3合、焼酎35度1.2合)の割合を減らそう
 適度な飲酒量を知っている人を増やそう
 アルコールが及ぼす健康影響について知っている人の割合を増やそう
 未成年の飲酒者を減らそう
 課題目標の解決に向け、健康づくりのために、住民のみなさん一人ひとりが、実践してほしいことをあげました。

適度な飲酒量を知り実践します
 適度な飲酒量
 1日平均純アルコール
 約20g
 ビール…ビン1本
 ウイスキー・ブランデー
 ダブル1杯(60Me)
 焼酎…0.5合
 ワイン
 グラス2杯(200Me)

お酒を飲める人にも、飲めない人にも無理にお酒を飲ませません。



未成年者にはお酒を勧めません
 妊娠中にお酒は飲みません
 適度に飲酒を楽しむためのポイント
 飲む前にどのくらいの量をどのくらいの時間をかけて飲むのか自分のペースを決めておこう！
 一気に飲み干すようなことはせず、一口一口ゆっくり飲むようにしましょう。
 食事をしながら飲もう。
 薬を飲んでいる間は、飲酒を控えよう。
 週に2日は休肝日をつくらう！

成人式のご案内

1月4日(水)
ふれあいセンター

日高町では、1月4日(水)午前10時から日高町保健福祉総合センター(ふれあいセンター)大会議室において、平成18年成人式を開催します。

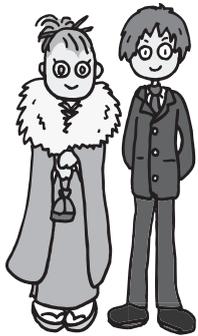
今年の対象者は、昭和60年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方で、89人(男性43人、女性46人)です。対象者には、既に案内状を送付していますので、ご出席してください。

詳しくは、中央公民館(園3811)まで。

新成人を迎えられる方は、次の皆さんです。(敬称略)

原谷 岩橋裕・工徳俊輔・尾崎剛士・鍵本愛征・小畢麻友 萩原 田端謙策・辻恭介・辻村陽平・辻本征司・中江翔・野村正規・畑伸弥・岡優・川端由衣・武内理絵・竹村亜由未・田中まや・前田紗季 荊木 井原正統・木下浩輝・楠本修平・左巴陽三・中岡佑弥・中谷修司・中津昌弥・野田弘太郎・森具也・塩崎恵美・田島正美・柳本真希 池田 田中義人・玉井慎吾・玉井優支・滝本恵理・千

原春香・堤絵美 高家 梅本直希・嶋田良太・田淵裕己・西本聖司・井上真由美・北垣徳子・塩崎有加・芝祥代・田村伊代・中井透江・橋本愛・美濃典香・山崎由香 小中白井佑企子・野田千晶 上志賀 川瀬教史・阪本圭弘・村上功治 中志賀 権神侑貴・中家弘太・山田周平・小池春奈・田坂紀理子・新田真理・若田春菜 下志賀 酒田鏡司・津村龍一・輪玉大輔・田嶋紗恵・玉置望香・津村亜希・中井明美 谷口 久保竜嗣・小林麻希 小池 原美帆・平田美紗・松本早希 小浦 山本哲也 比井 貴志啓悟・本多昭・市川由美子・勝浦加納美・田中千恵美・山本麻衣 小坂 鈴木洋亮・尾崎友美 産湯 橋本宏道・湯川歩・坂本彩・清山愛 阿尾木村友美・初井麻衣・林裕美



同級生で
成人式を!



3年1組



3年2組



3年3組

2001年
第43号 日高中学校卒業
記念写真集より

農業委員会委員 選挙人名簿の登録申請

1月1日現在で、農業委員会委員の選挙権を有する方は、1月10日までに農業委員会委員選挙人名簿登録申請書を日高町農業委員会へ提出してください。

一般の選挙と異なり、自ら申請しないと選挙権がありませんのでご注意ください。

申請用紙は、各地区の区長さんを通じて12月中旬に農家の各ご家庭へ配布しています。万一配布漏れがありましたら農業委員会事務局（園3806）へお申し出ください。

ハウスの新設・増設を 計画されている方へ

町では、集約農業を推進するため、ハウス設置者に対する助成事業を実施しています。ハウス50坪以上の新設、または増設をされる方に対して、助成を行います。

平成18年度において、この事業の申し込みを計画されている方は、1月13日（金）ま

でに産業課へ申込書の提出をお願いします。期限以降の申し込みについては、助成が受けられないのでご注意ください。

詳しくは、産業課（園3806）まで。

森林を伐採する場合 は、規模にかかわらず 届出が必要です。

森林は、住まいなどをつくる木材を生産すると同時に、きれいな水を蓄えたり、台風や水害などの災害から私たちを守ってくれます。また、レクリエーションの場を与えてくれるなど、私たちの生活に欠くことのできない貴重な資源です。

そのため、皆さんの森林について、その自然条件などに適した正しい森林の取扱い、伐採方法などを守っていただくため、森林法第10条の8の規定により、個人の山でも森林を伐採する場合には、規模にかかわらず伐採届出書の提出が必要です。

届出につきましては、伐採を開始しようとする日の90日前から30日前までの間に産業

課へ提出してください。詳しくは、産業課（園3806）まで。



就学援助資金のお申 し込みについて

要保護（生活保護家庭）準要保護（生活保護に準ずる家庭）で、就学困難な児童生徒の皆さんに対し、学用品費、通学用品費、給食費、修学旅行費等の就学援助資金が支給される制度があります。

平成18年度において、この制度適用をご希望の方は、地区民生児童委員さんを通じて、1月10日（火）までに教育委員会教育総務課（園2038）へお申し込みくだ

さい。

情報公開制度 実施状況

情報公開制度により、毎年度、公文書の開示の実施状況を公表することになってい

ます。

平成17年11月末現在の実施状況は次のとおりです。

- ・ 公文書開示請求件数：0件
 - ・ 公文書開示請求に関する決定状況：0件
 - ・ 不服申立ての件数：0件
- 情報公開制度は、より開かれた町政を推進していくために、町が持つ情報（公文書等）を町民の皆さんに広く公開していく制度です。

町内に住所を有する方などが開示請求できますが、開示することにより個人のプライバシーや、法人、団体などの正当な権利や利益が侵害されたり、町の公正かつ円滑な事務の執行を妨げるおそれのある情報は開示できません。

個人情報開示の 実施状況

昨年10月に施行した本町の個人情報保護制度では、町長が各実施機関の実施状況をと

りまとめ、把握することにより、今後の個人情報保護制度に関する事務の公正な運営を確保するとともに、これを広く一般に公表することにより、町民の適正な利用と、制度全体の発展を図ることを目的とし、毎年度1回公表することとなっております。

平成17年11月末現在の実施状況は次のとおりです。

- ・ 開示請求件数：0件
- ・ 訂正請求及び利用停止等の受付件数：0件

詳しくは、総務課（園2051）まで。



平成17年分所得税申告相談

2月16日から

平成17年分の所得税の申告相談受付が2月16日から始まりです。申告される方は必ず正しい申告を行ってください。



申告しなければ
ならない人

事業所得や不動産所得などがある人
給与所得のある人で次に該当する場合

平成17年中の給与収入が、2,000万円を超える場合

給与を1か所から受け、地代・家賃などの収入があり、給与所得や退職所得以外のこれらの「所得の合計額」が20万円を超える場合

2か所以上から給与所得を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計が20万円を超える人

個人から年間110万円を超える財産の贈与を受けた場合は、原則として贈与税の確定申告をしなければなりません。

国民健康保険加入者は、所得の有無にかかわらず必ず申告してください。

確定申告が必要な方で申告をしなかったり、誤った申告をされまると、後で不足の税金を納めていただくだけでなく、更に加算税や延滞税を納めていただくことになる場合がありますのでご注意ください。

申告当日お持ち
いただくもの

所得関係書類
17年中(1月から12月まで)の給与支払報告書・公的年金支払報告書・売上帳簿・その他必要と思われるもの
控除関係書類

17年中(1月から12月まで)に支払われた生命保険・損害保険・国民健康保険・国民年金等の支払証明書

生命保険・損害保険・国民年金の控除証明書は必ずお持ち下さい。お持ちでない場合は所得控除ができません。

認め印鑑

確定申告は、ご自分の所得金額や納税額を申告する重要な書類です。「確定申告の手引き」や「前年分の申告書控え」等を参考に確定申告をご自分で正しく記載していただきますようお願いいたします。

町税は口座振替で!

税金は、私たちが豊かで安全な暮らしが出来るよう警察や消防、保健衛生や教育などの公共サービスや、道路や橋、港湾や上下水道などの公共施設の整備・充実に充てられて

います。私たちが社会の一員として暮らしていくために、みんなで出し合って負担しているのが税金です。

税務課では便利で安心、確実な口座振替制度のご利用をお勧めしています。口座振替をご利用される方は、グリーン日高農業協同組合、和歌山県信濃連、紀陽銀行、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、郵便局、または税務課(園3802)まで、口座振替される通帳と届出されている印鑑をご持参のうえ、お申し込みください。

町民税・所得税申告相談日程表

月日	曜日	受付時間	申告場所	地区名
2.16	木	午前 9時～午後 3時	漁村センター	阿尾
2.17	金	午前 9時～午前11時	"	阿尾
		午後 1時～午後 3時	田杭集会所	田杭
2.20	月	午前 9時～午後 3時	老人憩の家	比井
2.21	火	午前 9時～午前11時	"	津野野小
		午後 1時～午後 3時	産湯集会所	産湯
2.22	水	午前 9時30分～午後 3時	日高町ふれあいセンター	町全域
2.23	木	午前 9時～午後 3時	小浦公民館	杭浦 方小
2.24	金	午前 9時～午後 3時	中志賀構造改善センター	杭志賀 小上志賀 久
2.27	月	午前 9時～午後 3時	"	柏中志賀
2.28	火	午前 9時～午後 3時	文化会館	谷口
3. 1	水	午前 9時～午後 3時	"	下志賀 池
3. 2	木	午前 9時～午後 3時	内原保育所	原谷
3. 3	金	午前 9時～午前11時	"	原谷
3. 6	月	午前 9時～午後 3時	日高町役場職員厚生室	池田 秋原
3. 7	火	午前 9時～午後 3時	"	萩原
3. 8	水	午前 9時～午後 3時	"	高家
3. 9	木	午前 9時～午後 3時	"	高家中
3.10	金	午前 9時～午後 3時	"	荊木

税務課 園3802

税の標語

御坊税務署と日高町が、町内中学生から募集していた平成17年度中学生の税の標語に、226名の応募がありその中から優秀賞に3名の方がえらばれ、日高地方租税教育推進協議会(前田 登会長)より表彰されました。

【優秀賞】

「支えあう 気持ちで納める消費税」

日高中3年 中岡千夢紀
「税金は 未来の僕等の命綱」

日高中3年 木村 宜樹
「税金を みんなで納めてあかるい未来」
日高中1年 悦宗 伸次

税の作文

日高納税貯蓄組合連合会、社団法人御坊納税協会共催、御坊税務署後援平成17年度中学生の「税について」の作文で、応募総数2,496点の中から日高納税貯蓄組合連合会(高垣宏会長)より1名の方が表彰されました。

【最優秀賞】

「身近にある税」

日高中2年 山下 奈珠

税の標語と作文につきましては中学生の皆様がたくさん応募を頂きましてありがとうございます。これからもご協力お願いします。

身近にある税

日高中学校二年

山下 奈珠

最近、私の家の近くに学校の体育館が建ちました。田舎町に住む私から見ると、とても立派な造りだと思えます。総工費が三億円もすると聞いて、どこからお金が出ているのだろうと思うと、税金からだと聞きました。調べてみると、その建設費にあてられた税金は、国・県・町の税金の一部だという事が分かりました。私は税金の事を本当によく知らなかったのだ、こんなすごい事もできるんだと、改めて感心しました。そう考えてみると、私の町にある小学校や中学校、そしてふれあいセンター・公民館・役場・農改センター・駐在所・消防署・郵便局など、多くの

建物が建てられたのだと思います。また、私の通う中学校では、教科書や給食の一部に税金が使われているので、私もサービスを身近に受けています。こんなにたくさんの方の公的施設や、いつもあたり前にサービスを受けてこれたのが、税のおかげだと分かった時は、本当にびっくりしました。

税で私が納めている税といえば消費税ぐらいです。でも私の父母は、色々な税を払っています。そんなような、みんなから集められた、たくさんのお金をみんなのために使ってくれるので、私は良い事だと思えます。例えば、私の住む町では、税金を使って『健康診断』を行っています。

おじいさんやおばあさんが利用しやすいように、それぞれの地区を診察してくれる人が診てまわってくれたり、70才以上の人は無料で診てくれるそうです。ちなみに69才以下の人なら少しのお金で診てくれるそうです。また調べてみると、私達国民は、「国民健康保険」によって医療費の負担が軽くなる」というものがありました。さらに調べてみると国民医療費の公費負担額は、国民一人あたり一年間で、約八万

確定申告事前相談のお知らせ

日程	場所	時間	対象者
2月9日 (木)	日高町 ふれあい センター	9時30分~ 12時	年金所得者
		13時~16時	

留意事項

- (1) 当日は、ご自分で申告書を作成していただく内容となっています。ご自分の申告内容開始時間に合わせてご出席ください。
- (2) 当日は、「平成17年分の確定申告書」の他に「前年分の申告書控、源泉徴収票、印かん、通帳及び控除証明書」等申告書を作成していただくために必要な書類を必ずご持参ください。

お問い合わせ先
日高町役場 税務課 63-3802

円も公費負担してくれていました。現在の日本の人口は、約一億数千万人ですから、あわせてとそうとうな金額になります。だから、こんなにも税金でまかなわれている事がすごいと思いました。また、高齢化が進み、福祉・年金のために税金がたくさん必要になってきます。だから最近増税が考えられています。しかし、これに対する批判もあると思えます。それは、国民の生活が今より少し苦しくなるだろうと思うからです。ですから国民消費生活と税のバランスをとる事は、大変難しいですが、大切な事だと思

います。私は、将来税金を納めて良かったと思える社会になつてほしいです。もし、私が大人になつて、町の税金を扱う仕事に就いたら、町の人々が幸せに暮らしていけるように有効に無駄なく使いたいです。そして自分も、きちんと納税していきたいと思えます。



総務大臣表彰に
行政相談員の
谷口 恒一氏



長年にわたり行政相談員として活躍されています原谷 236 番地の谷口恒一氏が、平成17年10月12日にその業績が讃えられ、東京都港区の虎ノ門パストラルで総務大臣表彰を、県下で1人受賞されました。

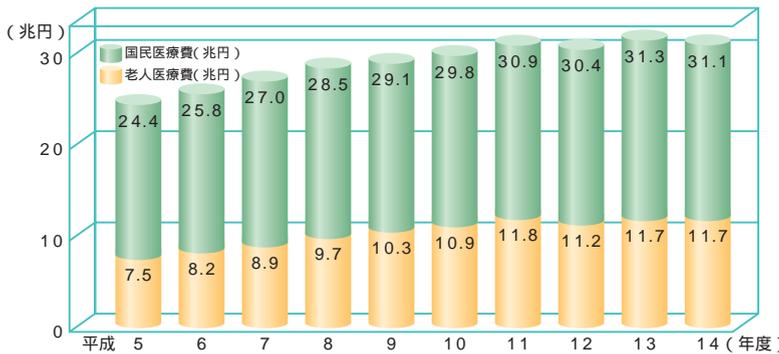
谷口氏は、平成3年4月に行政相談員に就任し、現在まで役所、特殊法人などの仕事に関する苦情や意見・要望を受け、公平・中立な第三者的な立場から関係機関に必要なあっせんを行い、その解決を促進するとともに、国民の声を行政運営の改善に役立てるよう活動されています。

医療費節約にご協力を！



ご家庭で1か月にかかる医療費はどれくらいですか。そのなかで医療費に占める割合はどのくらいでしょうか。

私たちが医療費として考える金額は、一般的に窓口で支払う金額（一部負担金など）ですが、実際にはその何倍もの医療費がかかっています。年々増えている医療費が国民健康保険制度の財政を圧迫しています。なかでも老人医療の伸びが著しく、全体の約3分の1以上を占めています。医療費の増加は、私たちが納める保険料負担の増加を招きます。しかし、医療の受け方ひとつで医療費の増加を防ぐことができます。



資料 厚生労働省
「平成14年度 国民医療費」
「平成14年度 老人医療事業年報」

- 【医療費節約の3原則】
1. かかりつけ医を持ちましょう。
 2. 重複受診は避けましょう。
 3. 時間外受診は避けましょう。
- 皆さん、医療費節約にご協力をお願いします。

国民年金の
手続きを忘れて
いませんか？

○国民年金はまず届け出から手続きをしないでそのままにしておく、年金が受けられなくなったり、減額されることがありますのでご注意ください。

20歳になったら、厚生年金や共済組合などに加入していない人は、国民年金の加入届け出をしてください。

退職して無職になった方、配偶者の退職により扶養されなくなった方は、国民年金となりますので加入届け出をしてください。

○便利な口座振替手続きを
口座振替手続きは、金融機関に納付書、預金通帳と、通帳の届出印をご持参のうえ手続きをしてください。

口座振替なら、あなたの指定した口座から自動的に引き落とされます。金融機関や郵便局の窓口まで納めにいかなくて済むので大変便利です。また、納め忘れも防げます。

○保険料を納められないとき
申請免除制度・学生納付特例制度があります。

本人の届け出後、審査により決定されますので、必ず所得の申告をしてください。

○国民年金基金
老齢基礎年金に上積みして年金を受け取る制度です。国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の方が加入できる年金です。

また、納めた保険料は、全額が所得控除の対象になります。詳しくは、国民年金基金 フリーダイヤル 0120・65・4192まで

平成21年5月までに
裁判員制度
が
はじまります

裁判員制度